

AI 規制の国家・地域間の非対称性と安全保障政策・産業政策のあり方に関する国際研究

研究代表者 松 宮 広 和 群馬大学情報学部准教授

1 はじめに

本研究は、AI規制の国家・地域間の非対称性と安全保障政策・産業政策のあり方に関する国際研究を行うことを目的とする。本研究では、海外の著名な研究者の協力も得て、AIの振興を目的とする安全保障政策・産業政策のあり方、及びAI規制の国家・地域間の非対称性に対する対応、について、それらを実現する情報通信技術(ICT)政策のあり方も考察して、我が国を含む安全保障及び社会経済に寄与する政策的提言等の実現も追求する。

2 本研究の意義

本研究は、AI 規制の国家・地域間の非対称性と安全保障政策・産業政策のあり方に関する国際研究を行うことを目的とする。具体的には、以下の研究課題に対する検討を行う。

まず、AI の振興を目的とする安全保障政策・産業政策のあり方である。近時の AI の研究・開発は、米国の民間部門によって、主導されてきた。2022 年 11 月の ChatGPT の公開以降、日米欧等で、AI 規制を目的とする立法を含む政策が、採択されてきた。それらは、主に権利保護及び個人情報の保護に重点を置く。2024 年 10 月 24 日、米国は、「人工知能」(AI)の開発及び利用に関する国家安全保障覚書」(NSM)を、発表した。NSM は、(a)AI における米国の主導の発展、(b)国家安全保障目標の充足のための AI の利用、並びに(c)AI の安全、安全保障及び信頼性の育成、を目的とする。これは、「汎用目的技術」(GPT)である AI の安全保障政策・産業政策上の重要性を考慮して、連邦政府が、より積極的な振興政策を取ることを指示する西側先進国で最初の政策的判断である。他の西側先進国でもこれらを目的とする政策の採択が、不可欠である。そのあり方について、考察する。

次に、AI 規制の国家・地域間の非対称性に対する対応である。中露に代表される権威主義国家は、サイバー空間に閉鎖的で検閲的な自らの「壁に囲まれた庭」(walled garden)を構築し、それに対する支配から排他的に利益を得る一方で、自ら及びその企業は、公共インターネットに対する完全なアクセスを享受してきた。この規制の非対称性は、データ移転の観点から、顕著な不平等であり、経済的のみならず、自由主義陣営の国家安全保障上の政策からも、第三国経由のデータ移転も含めて、その対応が、急務である。また、オープン・データ政策の再考も必要である。特に、中国は、この規制の非対称性も利用して、政府統制型の AI の研究・開発を主導してきた。当該状況の下で、互惠性の観点から、AI 規制の国家・地域間の非対称性の克服を目的とする法制度の整備が、不可欠である。本研究では、特に(a)権威主義国家等によるデータの不当な入手・送受信の制限、(b)不当に収集された疑いを有するデータの入手経路を含む開示の要求、(c)AI のアルゴリズムの開示の要求、(d)差止請求及び制裁金を含む制裁等を目的とする法制度の整備も含めて考察する。

3 本研究の意義

本研究の概要は、以下のとおりである。

3-1 検討課題

申込者である松宮広和は、公益財団法人電気通信普及財団【財団設立40周年記念事業】2024年度(公財)電気通信普及財団研究調査助成「AI規制の国家・地域間の非対称性と安全保障政策・産業政策のあり方に関する国際研究」(以下、「本研究助成」)を得て、令和7(2025)年度以降、前記の研究に、研究代表者として従事してきた。

本研究は、AI規制の国家・地域間の非対称性と安全保障政策・産業政策のあり方に関する国際研究を行うことを目的とする。概して、本研究の主たる研究対象は、(1) AIの振興を目的とする安全保障政策・産業政策のあり方、及び(2) AI規制の国家・地域間の非対称性に対する対応、の2点である。

第1に、AIの振興を目的とする安全保障政策・産業政策のあり方である。近時のAIの研究・開発は、米国の

民間部門によって、主導されてきた。2022年11月のChatGPTの公開以降、日米欧等で、AI規制を目的とする立法を含む政策が、採択されてきた。それらは、主に権利保護及び個人情報の保護に重点を置く。2024年10月24日、米国は、「人工知能」(AI)の開発及び利用に関する国家安全保障覚書」(NSM-25)を、発表した。NSM-25は、(a)AIにおける米国の主導の発展、(b)国家安全保障目標の充足のためのAIの利用、並びに(c)AIの安全、安全保障及び信頼性の育成、を目的とする。これは、「汎用目的技術」(GPT)であるAIの安全保障政策・産業政策上の重要性を考慮して、連邦政府が、より積極的な振興政策を取ることを指示する西側先進国で最初の政策的判断である。他の西側先進国でもこれらを目的とする政策の採択が、不可欠である。

第2に、AI規制の国家・地域間の非対称性に対する対応のあり方である。中露に代表される権威主義国家は、サイバー空間に閉鎖的で検閲的な自らの「壁に囲まれた庭」(walled garden)を構築し、それに対する支配から排他的に利益を得る一方で、自ら及びその企業は、公共インターネットに対する完全なアクセスを享受してきた。この規制の非対称性は、データ移転の観点から、顕著な不平等であり、経済的のみならず、自由主義陣営の国家安全保障上の政策からも、第三国経由のデータ移転も含めて、その対応が、急務である。また、オープン・データ政策の再考も必要である。特に、中国は、この規制の非対称性も利用して、政府統制型のAIの研究・開発を主導してきた。当該状況の下で、互惠性の観点から、AI規制の国家・地域間の非対称性の克服を目的とする法制度の整備が、不可欠である。本研究では、特に(a)権威主義国家等によるデータの不当な入手・送受信の制限、(b)不当に収集された疑いを有するデータの入手経路を含む開示の要求、(c)AIのアルゴリズムの開示の要求、(d)差止請求及び制裁金を含む制裁等を目的とする法制度の整備も含めて考察する。

3-2 研究成果の概要

本実施概要報告書執筆の時点まで、申込者は、特に前記の主たる第1及び第2の研究対象の全ての相当の部分に対して、以下の様に研究を遂行してきた。

まず、AIの振興を目的とする安全保障政策・産業政策のあり方について。

2025年1月20日、第2期のDonald J. Trump大統領の政権が、発足したことによって、当該領域に大きな変化が、発生した。申込者は、Trump大統領の政権下のAIの「安全保障政策・産業政策」について、調査及び研究を、遂行してきた。その概要は、以下の通りである。

特に、「安全保障政策」について。米国では、2016年10月、Barack H. Obama大統領の政権の下で、連邦政府が、「全米AI研究・開発戦略計画」(National AI R&D Strategic Plan)¹を策定して、AI研究・開発を戦略的に推進してきた。当該計画は、その後成立した民主党政権を含めて、米国のAIの国家戦略の根幹となってきた。そして、かつてのインターネットと同様に、「全米科学財団」(NSF)による全米25の研究拠点の設立・支援、及び「国防高等研究計画局」(DARPA)による数十億合衆国ドル規模の研究資金の支援等が、行われてきた。

その後、前述の様に、最初の「安全保障政策」として、2024年10月24日、Joseph R. Biden Jr. 大統領の政権下の米国は、「人工知能」(AI)の開発及び利用に関する国家安全保障覚書」(=National Security Memorandum on Advancing the United States' Leadership in Artificial Intelligence; Harnessing Artificial Intelligence To Fulfill National Security Objectives; and Fostering the Safety, Security, and Trustworthiness of Artificial Intelligence') (NSM-25)²を、発表した。

しかし、2025年1月20日、Donald J. Trump大統領は、その就任当日に、Biden政権下で署名・公布された67の大統領令及び11の覚書を廃止する目的で、大統領令14148「有害な/害悪を生み出す大統領令及び行為の最初の廃止に関する大統領令」(=Initial Rescissions of Harmful Executive Orders and Actions') (EO 14148)³に、署名した。

¹ The White House, National Science and Technology Council, & Networking and Information Technology Research and Development Subcommittee, The National Artificial Intelligence Research and Development Strategic Plan, October 2016 (rel. Oct. 12, 2016).

² The White House, National Security Memorandum on Advancing the United States' Leadership in Artificial Intelligence; Harnessing Artificial Intelligence To Fulfill National Security Objectives; and Fostering the Safety, Security, and Trustworthiness of Artificial Intelligence (NSM-25) (rel. Oct. 24, 2024).

³ Initial Rescissions of Harmful Executive Orders and Actions, Exec. Order No. 14148, 90 Fed. Reg. 8237 (Jan.

大統領令14148の§ 2⁴に基づいて、廃止の対象となった大統領令及び覚書の多くは、「多様性」(= 'Diversity')、「公平(性)」(= 'Equity')、及び「包括性」(= 'Inclusion') (以下、纏めて「DEI」)への関与、及び気候変動対策に関するものであったが、2023年10月30日に、署名された、Biden政権下のAI政策の根幹であって、NSM-25の基礎でもある大統領令14110「人工知能(AI)の、安全な、安心な、及び信頼出来る、開発及び使用に関する大統領令」(= 'Executive Order on Safe, Secure, and Trustworthy Development and Use of Artificial Intelligence') (EO 14110)⁵も、廃止の対象となった。

同様に、大統領令14148の§ 3 (c)⁶に基づいて、Biden政権下である2021年1月20日から2025年1月20日迄に公布された全ての国家安全保障覚書(NSM(s))は、直ちに、完全な、かつ、徹底的な再考及び廃止(の勧告)の対象とされるものとされ、NSM-25を含めて、Biden政権下のAIに関連する「安全保障政策」は、一掃された。

その後、2025年7月23日、第2期のTrump大統領の政権下の米国は、AIの分野の競争力強化を目的とする「競争に勝つ アメリカのAI行動計画」(= 'Winning the Race AMERICA' S AI ACTION PLAN')⁷を、公表した。当該行動計画は、(1) AIの革新の加速、(2) アメリカのAIインフラストラクチャー構築、及び(3) 国際的なAI外交及び安全保障における主導と云う3つの柱で構成され、100以上の提言が、なされた。

概して、この(3)「国際的なAI外交及び安全保障における主導」が、Biden政権下の置換する、第2期のTrump政権のAIの「安全保障政策」の根幹となるものである。そこでは、「同盟国及びパートナーへのアメリカのAIの輸出」、「国際的な運営組織/団体/統治組織/統治体における中国の影響への反撃」、及び「AI計算の輸出管理執行/強制の強化」等に加えて、COVID-19を強く意識したと推測される「バイオセキュリティにおける投資」が、記される様に、Trump大統領の政権の対中国姿勢が、強く示される一方で、Biden政権下でのAI政策のキーワードであった「安全な、安心な、及び信頼出来る」等の表現は、駆逐された。

次に、特に、「産業政策」について。前述した「競争に勝つ アメリカのAI行動計画」(= 'Winning the Race AMERICA' S AI ACTION PLAN')⁸の「導入」(= 'Introduction')の冒頭において、「合衆国は、「人工知能」(AI)における世界的な優位/支配を獲得するある競争の中にある。誰であれ、最大のAIのエコシステム/生態系を有するものが、世界的なAIの標準を策定し、そして、広範な経済的及び軍事的利益を、享受する/獲得する(であろう)。」⁹と記されて、AIにおける世界的な優位/支配が、軍民両方において、合衆国に莫大な利益をもたらす(であろう)ことが、強調される。

この軍民両方における合衆国の優位/支配に、少なくとも潜在的には、重大な影響を与え得る一連の重要な動向が、合衆国及びEUで、発生したため、申込者は、単に「狭義の」「安全保障政策」のみならず、それに関連する「産業政策」も含めて、調査及び研究を、遂行してきた。その概要は、以下の通りである。

一連のEpic Games, Inc. v. Apple Inc.は、2020年から2025年に、Epic Games, Inc. とApple Inc. との間で、Apple Inc. のApp Storeにおけるアップ内課金ルールを巡って争われた、一連の訴訟等を意味する。

2020年8月13日、Epic Games, Inc. は、そのオンラインゲームであるFortniteに、自らの決済システムであるEpic Direct Paymentを導入して、Apple Inc. のApp Storeの決済システムを、回避した。これに対して、Apple Inc. は、Fortniteを、App Storeから削除した。これに対して、Epic Games, Inc. は、Apple Inc. の行為は、反トラスト法及びカリフォルニア州の不正競争防止法に違反する、と主張して、カリフォルニア北部地区連邦地方裁判所において、訴訟を提起した。

2021年9月11日、原審において、カリフォルニア北部地区連邦地方裁判所は、Epic Games, Inc. が、主張する反トラスト法に基づく主張の全てを棄却する一方で、開発者が、アップ内で外部の決済システムへ誘導することを禁じるApple Inc. の所謂「誘導禁止条項」は、カリフォルニア州の不正競争防止法に違反する、と判断した¹⁰。これに対して、両者は、原審判決を不服として、控訴した。

28, 2025).

⁴ 90 Fed. Reg. 8237, 8237-40.

⁵ Safe, Secure, and Trustworthy Development and Use of Artificial Intelligence, Exec. Order No. 14110, 88 Fed. Reg. 75191 (Nov. 1, 2023).

⁶ 90 Fed. Reg. 8237, 8241.

⁷ The White House, Winning the Race AMERICA' S AI ACTION PLAN (rel. July 23, 2025).

⁸ *Id.*

⁹ *Id.* at 1.

¹⁰ Epic Games, Inc. v. Apple Inc., 559 F. Supp. 3d 898, 1052-57, 1068-69 (N.D. Cal. 2021).

2023年4月24日、第9巡回区連邦控訴裁判所は、概ねApple Inc. の主張を認める原審を支持する判決を下した¹¹。それに対して、両者は、上告を行った。

2024年1月16日、合衆国最高裁判所は、当該上告を受理しない判断を、示した¹²。

その後、Apple Inc. は、確定判決に従って、外部決済へのリンクを容認する目的で、App Storeの規約を、変更した。しかし、Apple Inc. は、外部決済に対して、27%の手数料を徴収し、また、リンクからサード・パーティー/第三者の決済システムへ遷移する際に、同社が、当該システムのセキュリティ及びプライバシー問題について、一切責任を負わないことを警告する画面を、表示した。

それに対して、Epic Games, Inc. は、カリフォルニア北部地区連邦地方裁判所において、確定判決で容認された前記の命令の執行を申し立てた。2025年4月30日、当該裁判所は、Apple Inc. が、命令に「故意に違反」したと判断して、前記の命令よりもより広範な民事制裁を科す判断¹³を下した。

その後、Epic Games, Inc. 及びApple Inc. は、和解して、2025年5月20日、Fortniteは、5年振りに合衆国のApp Storeに復帰した。

当該問題は、EUでも、議論を提起した。2024年1月25日、Apple Inc. は、EUの「デジタル市場法」(='Digital Markets Act'/以下「DMA」)¹⁴を遵守する目的で、サード・パーティー/第三者が、ユーザーのiOS機器にアップのインストールを可能とする「代替的アップ市場」(='alternative app marketplace(s)')と云う仕組みを導入する、と発表した。

これに対して、Epic Games, Inc. は、欧州において、Epic Games Store及びFortniteをiOSに導入する計画を、発表した。

2024年3月6日、Apple Inc. は、Epic Games, Inc. が、信用し得ないことを理由として、そのApple Inc. の開発者アカウントを、無効とした。

その翌日の2024年3月7日、EUは、Apple Inc. に対して、その行為に関する詳細な説明を求めて、同社の行為が、DMAを遵守しているかについて、調査を行う、と発表した¹⁵。

それに対して、2024年3月8日、Apple Inc. は、Epic Games, Inc. の開発者アカウントの禁止措置を、撤回した。

以上の様に、一連のEpic Games, Inc. v. Apple Inc. は、本来は、巨大テクノロジー企業であるApple Inc. のApp Storeにおけるアップ内課金ルールを巡って争われた、反トラスト訴訟であった。(なお、同時期に、Epic Games, Inc. とGoogle Inc. との間でも、同様に、Epic Games, Inc. v. Google Inc.¹⁶が、争われた。)しかし、本件の発生以降、特に、EUでは、DMA等に基づいて、iOSの機能の開放を求める議論が、提起されてきた。

一方、今日では、Apple Inc. が、同社の製品に搭載してきたAI音声アシスタントであるSiriに代表される様に、エンド・ユーザーが使用する機器へのAIの搭載が、行われてきた。また、Google LLCは、そのAIサービスであるGeminiの機能に最適化する目的で、ChromeOS及びAndroidOSを、統合する計画を公表している。

AIは、究極の「汎用目的技術」(GPT)である。合衆国とは異なって、所謂GAFAM等に代表される巨大テクノロジー企業を有さないEUは、所謂「ブリュッセル効果」も目的として、DMAに加えて、EUの「一般データ保護規則」(='General Data Protection Regulation'/以下「GDPR」)¹⁷及び「デジタル・サービス法」(='Digital Services Act'/以下「DSA」)¹⁸等を、制定・公布してきた。

¹¹ Epic Games, Inc. v. Apple, Inc., 67 F.4th 946, 973 (9th Cir. 2023).

¹² Epic Games, Inc. v. Apple, Inc., 144 S. Ct. 681-82 (2024).

¹³ Epic Games, Inc. v. Apple Inc., 781 F. Supp. 3d 943 (N.D. Cal. 2025).

¹⁴ Regulation (EU) 2022/1925 of the European Parliament and of the Council of 14 September 2022 on contestable and fair markets in the digital sector and amending Directives (EU) 2019/1937 and (EU) 2020/1828 (Digital Markets Act) (DMA) (2022).

¹⁵ EU, EU Commission, Designated gatekeepers must now comply with all obligations under the Digital Markets Act (rel. Mar 7, 2024).

¹⁶ Epic Games, Inc. v. Google LLC, 147 F.4th 917 (9th Cir. 2025).

¹⁷ Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation) (Data Protection Directive) (GDPR).

¹⁸ Regulation (EU) 2022/2065 of the European Parliament and of the Council of 19 October 2022 on a Single Market for Digital Services and amending Directive 2000/31/EC (Digital Services Act) (DSA) (2022).

近い将来において、巨大テクノロジー企業が構築するエコシステム/生態系において、そのOS及びAIを使用する機能の開放のあり方を巡る議論が、顕在化する危険性も、存在する様に思われる。

更に、AI 規制の国家・地域間の非対称性に対する対応について。

所謂「デジタル経済」は、データの価値を飛躍的に増大させる一方、(a) 規模に関する極端な収穫、(b) ネットワーク外部性、及び(c) データの役割、と云う3つの主要な特徴を有する。そこでは、強力な「範囲の経済」が、存在し、それが、エコシステム/生態系の発展を優遇し、特に、プラットフォームを保有する既存の事業者に対して、強力な「競争上の優位性」を与える。同時に、「支配的な」デジタル企業が、「反競争的行為/行動」に従事する強力なインセンティブ/誘因が、存在する¹⁹。これらは、AI 技術の発展によって、更に加速される。

しかし、既存の法制度は、所謂「デジタル社会」におけるAI 及びデータ関連技術の飛躍的発展に必ずしも十分に対応し得ていない。それらは、十分な整合性を有するものではなく、法の欠缺も、存在する。それに対する西側先進国の当局の対応は、個人情報保護並びに巨大IT企業に対する競争法及び特別法の適用の追求に留まり、規制の国家・地域間の非対称性の問題に及んでいない。人権保護を十分に要求されない中露に代表される権威主義国家は、AI 及びデータ関連技術の開発で、存在感を示す様になってきた。権威主義国家は、サイバー空間に閉鎖的で検閲的な自らの「壁に囲まれた庭」(walled garden)を構築し、それに対する支配から排他的に利益を得る一方で、自ら及びその企業は、公共インターネットに対する完全なアクセスを享受してきた。この規制の非対称性は、データに対するアクセス等を含めて、顕著な不平等であり、AI 及びデータ関連技術の開発において、権威主義国家に、顕著な優位を与え得る。西側先進国は、経済的のみならず、国家安全保障上の政策からも、その対応が、急務である²⁰。

当該問題について、申込者は、従前から、その具体的事件として、特に、所謂「TikTok®禁止」を巡る問題を、継続的に追跡して、研究を行ってきた。当該問題についても、近時に極めて大きな動きがあった。その概要及び本報告作成の時点における研究は、以下の通りである。

2024年4月24日、Joseph R. Biden Jr. 大統領の政権下の米国で、「外国敵対勢力によって支配されるアプリケーションからアメリカ人を保護する法律」(= 'Protecting Americans from Foreign Adversary Controlled Applications Act' /以下「PAFACA」)(一般に「TikTok®規制法」)²²が、発効した。

同法に基づいて、合衆国大統領が、ある「外国敵対勢力によって支配されるアプリケーション」を、「国家安全保障上の脅威」と見做す場合には、270日以内に、その様な「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」(= 'Social Networking Service(s)' /以下「SNS(s)」)は、禁止される。

そして、同法は、全世界でTikTok®を提供する中国の「字节跳动有限公司」(以下、「中国ByteDance」)に對して、明示的に適用されて、同社は、2025年1月19日迄に、同法を遵守する、すなわち、合衆国におけるTikTok®の事業を、「外国敵対勢力」に該当しないものに売却することが、要求された。

2025年9月25日、Donald J. Trump大統領が、Oracle Corporation及びSilver Lake Technology Management, L. L. C. 等を中心に構成される米国の企業連合が、TikTok®の米国事業を買収する計画を承認する、大統領令14352「国家安全保障を保護する一方で、TikTokを救済することに関する大統領令」(= 'Saving Tiktok While Protecting National Security')²³に署名した、と発表された。

¹⁹ European Commission, Competition Policy for the digital era, Final report, a report by Jacques Crémer, Yves-Alexandre de Montjoye & Heike Schweitzer (2019) pp.2-3.

²⁰ 当該規制の非対称性に対する考察として、Columbia Law School のTim Wu 教授によるTim Wu, A TikTok Ban Is Overdue, New York Times, Aug. 18, 2020 等が、存在する。但し、当該論文は、必ずしもAI 技術の飛躍的発展を想定して記されたものではない。

²¹ 申込者は、これらの問題について、松宮広和「データへのアクセス及びその共有を増大することに関するOECDの理事会の勧告(2021年)(1)・(2・完)」群馬大学社会情報学部研究論集 第30巻 127-149頁、151-173頁(2023年)等で、考察してきた。

²² An Act to protect the national security of the United States from the threat posed by foreign adversary controlled applications, such as TikTok and any successor application or service and any other application or service developed or provided by ByteDance Ltd. or an entity under the control of ByteDance Ltd., Pub. L. 118-50; 138 Stat. 955 (2024).

²³ Saving Tiktok While Protecting National Security, Exec. Order No. 14352, 90 Fed. Reg. 47219 (Sept. 30, 2025).

Trump大統領は、ある提案された枠組み合意において概要が述べられた当該「剥奪」(= 'divestiture') (ここでは、TikTok®の合衆国(向け)のアプリケーションが、新たに設立される合衆国に拠点を置くある新しい合弁会社によって、運営される(こととなる))が、ある「条件付き剥奪」(= 'qualified divestiture')である、と判断した。

そして、当該承認された買収では、以下が、条件とされた。

- ・当該新会社は、合衆国の投資家が、(その株式の)過半数を保有し、国家安全保障及びサイバー・セキュリティの信用を保証するものを有するある取締役会によって、合衆国で運営されること、そして、アメリカ人のデータ及び我々の国家安全保障を保護するための厳格な規則が、適用される(であろう)こと

- ・中国ByteDanceは、法によって、要求される様に、当該株式の20%未満を保有し、7名の取締役の中の1名のみを選任する(であろう)、そして、同社のセキュリティ委員会から除外される(であろう)こと

- ・合衆国内の主導的なテクノロジー会社であるOracle Corporationが、TikTok®のセキュリティ・プロバイダーとして行動し、合衆国における全ての業務の安全を、独立して監視及び保証すること

そして、当該承認された買収によって、合衆国におけるTikTok®を、中国の支配から取り去ることで、国家安全保障上の懸念を、解決する、とされた。

実務においては、以下のことが、実行されることとされた。

- ・アルゴリズム、コード、及びコンテンツ・モデレーションの当該運営を、当該新合弁会社の当該管理の下に移行すること

- ・全ての合衆国のユーザーのデータは、Oracle Corporationが、米国で運営するある信頼出来る、安心な、特注の/特定の目的のために建築[建設]されたクラウド環境に保管される(であろう)こと

- ・当該剥奪が、ソフトウェア更新、当該アルゴリズム、及び当該データ・フローの厳しい監視を含むこと、並びに、それが、合衆国のユーザー・データを利用するアルゴリズムを含む全ての推薦モデルが、アメリカの信頼出来るセキュリティ・パートナーによって、再訓練[再教育]され、そして、監視されること、を要求すること(これは、合衆国のコンテンツが、「不適当[不適切]な操作」(= 'improper manipulation')から自由であることを、確かなものとする。)

一連の所謂「TikTok®買収」に至る過程からは、今日の西側先進国が、有する「アキレス腱」とでも表現され得るものが、明らかとなる。

まず、「政治的」には、西側先進国は、選挙による「民主主義」を、前提とする以上、特に、市民が支持するメディアに対する規制は、時として大きな困難を、伴う。このことが、2020年代の初頭から所謂「TikTok®禁止」の必要性が、提唱されてきた一方で、Trump大統領(及びその政権)とBiden大統領(及びその政権)が、相互に相手の判断・政策を否定する形で、所謂「TikTok®禁止」の賛否の姿勢を(時に180度)改めてきたことによって、最終的な解決(の目処が付く)迄に5年以上の時間を、費やしてきた最大の理由である。

次に、「経済的」には、冷戦終結以降の「自由市場」の拡大、及びそれに対する「旧共産圏」(すなわち、現在の「権威主義国家(群)」)からの1方向的な参入の容認である。それは、「権威主義国家」に本拠地を有する企業が、西側先進国の「自由市場」に進出することを可能としたのみならず、その様な企業の子会社を含む関連会社に対して、西側先進国の投資家が、出資は可能であるが、その支配は獲得出来ない形で、投資を行うことを、可能としてきた。このことは、「権威主義国家」に本拠地を有する企業及びその子会社を含む関連会社が、西側先進国から先進技術等を、(不正な手段によるものを含めて)獲得することを、可能とするのと同時に、西側先進国の(特に投資家を含む)私人を、利害関係人として巻き込むことによって、それらの企業に対する西側先進国政府の制裁等を、時に困難なものとしてきた。

おそらく、これらの問題に対する解決策の1つは、例えば、関税等による一般的なものではなく、より個別的、かつ、強力な「デカップリング/経済分断」(= 'decoupling')であって、そのあり方に対して、本件は、非常に有用な示唆を提供するものと思われる。

3-3 むすびにかえて

AIは、究極の「汎用目的技術」(GPT)である。前述した様に、「競争に勝つ アメリカのAI行動計画」(= 'Winning the Race AMERICA'S AI ACTION PLAN')の「導入」でも記される様に、それに対する支配を確立するものが、広範な、経済的及び軍事的利益を、享受し得る。近時では、特に、米中2大国を中心とする国家及び/又は地域の企業によって、AIの研究・開発が、主導されてきた。

中露に代表される権威主義国家は、サイバー空間に閉鎖的で検閲的な自らの「壁に囲まれた庭」(walled

garden)を構築し、それに対する支配から排他的に利益を得る一方で、自ら及びその企業は、公共インターネットに対する完全なアクセスを享受してきた。この規制の非対称性は、データ移転の観点から、顕著な不平等であり、経済的のみならず、自由主義陣営の国家安全保障上の政策からも、第三国経由のデータ移転も含めて、その対応が、急務である。また、オープン・データ政策の再考も必要である。特に、中国は、この規制の非対称性も利用して、政府統制型のAIの研究・開発を主導してきた。

「民主主義」及び「資本主義」を、その基本的な価値とする西側先進国は、一連の所謂「TikTok®買収」に至る過程からも、明らかとなってきた様に、「政治的」及び「経済的」な「アキレス腱」を、生来的に有する。一方、中露に代表される権威主義国家は、その様な「制約」を、有さない。このことは、権威主義国家に対して、個人情報等も含む、多種、多様、及び多量のデータの解析、並びにそれらに基づく学習に基づく、AIの研究・開発における、多大な競争上の優位を、もたらし得る。

当該状況の下で、西側先進国は、「民主主義」及び「資本主義」と云うその基本的な価値を、維持・尊重しつつ、「汎用目的技術」(GPT)であるAIの安全保障政策・産業政策上の重要性を考慮して、政府主導による、より積極的なAI振興政策の採択を、追求すべきである、と思われる。

4 テーマに関する将来計画

本研究は、報告者が、従来から継続して実施してきた、情報通信技術(ICT)の発展が既存の情報通信制度、特に電気通信制度にもたらす多様な影響の1つを取り上げて検討を行ったものである。したがって、将来的にも、特に米国での議論を日本国内の状況に応じて検討する形で、【電気通信普及財団設立40周年記念事業】2024年度(公財)電気通信普及財団助成でも設定した研究テーマを発展させる形で、情報通信制度のあり方に関する研究を、継続する予定である。

5 謝辞

【電気通信普及財団設立40周年記念事業】2024年度(公財)電気通信普及財団助成を受けるに際して、御理解と御協力を頂いた全ての皆様に対して、心よりの感謝を申し上げます。

【参考文献】

本稿の脚注に記したものを含む。(紙幅の都合上、該当箇所及び今後公表される研究成果等を御参照のこと。)

〈発 表 資 料〉

題 名	掲載誌・学会名等	発表年月
「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」(SNS(s))事業者に対する規制のあり方について・所謂「Facebook–Cambridge Analytica 事件」を中心に・	公正取引	掲載号未定 掲載頁未定 (202x 年) 掲載決定
「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」(SNS(s))事業者に対する規制のあり方について・所謂「The Facebook Files 事件」を中心に・	公正取引	掲載号未定 掲載頁未定 (202x 年) 掲載予定(準備中)
巨大テクノロジー企業のエコシステム/ 生態系に対する規制のあり方について ・Epic Games, Inc. v. Apple Inc.・	独禁法研究会	202x年x月例会において、 報告担当者として報告(決定)
巨大テクノロジー企業のエコシステム/ 生態系に対する規制のあり方について 2・Epic Games, Inc. v. Google Inc.・	独禁法研究会	202x 年 x 月例会において、 報告担当者として報告(予定)。

[付記]

以上では、公表が決定又は予定されているもののみを記載した。それ以外の研究成果についても、論説及び/又は研究会報告等の形で適時公表することを予定している。